

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年5月30日

海上保安庁長官
石井 昌平（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 海上保安庁海洋情報部
- （2）住 所 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域

北緯21度0分30秒東経135度46分12秒の地点、北緯21度0分30秒東経132度30分48秒の地点、北緯17度56分48秒東経132度30分48秒の地点、北緯17度56分48秒東経134度14分18秒の地点、北緯18度31分36秒東経134度14分18秒の地点、北緯18度31分36秒東経134度36分12秒の地点、北緯20度8分12秒東経135度4分の地点、北緯20度8分12秒東経135度22分6秒の地点を順次結ぶ線によって囲まれる区域のうち我が国のEEZ内（付図参照）

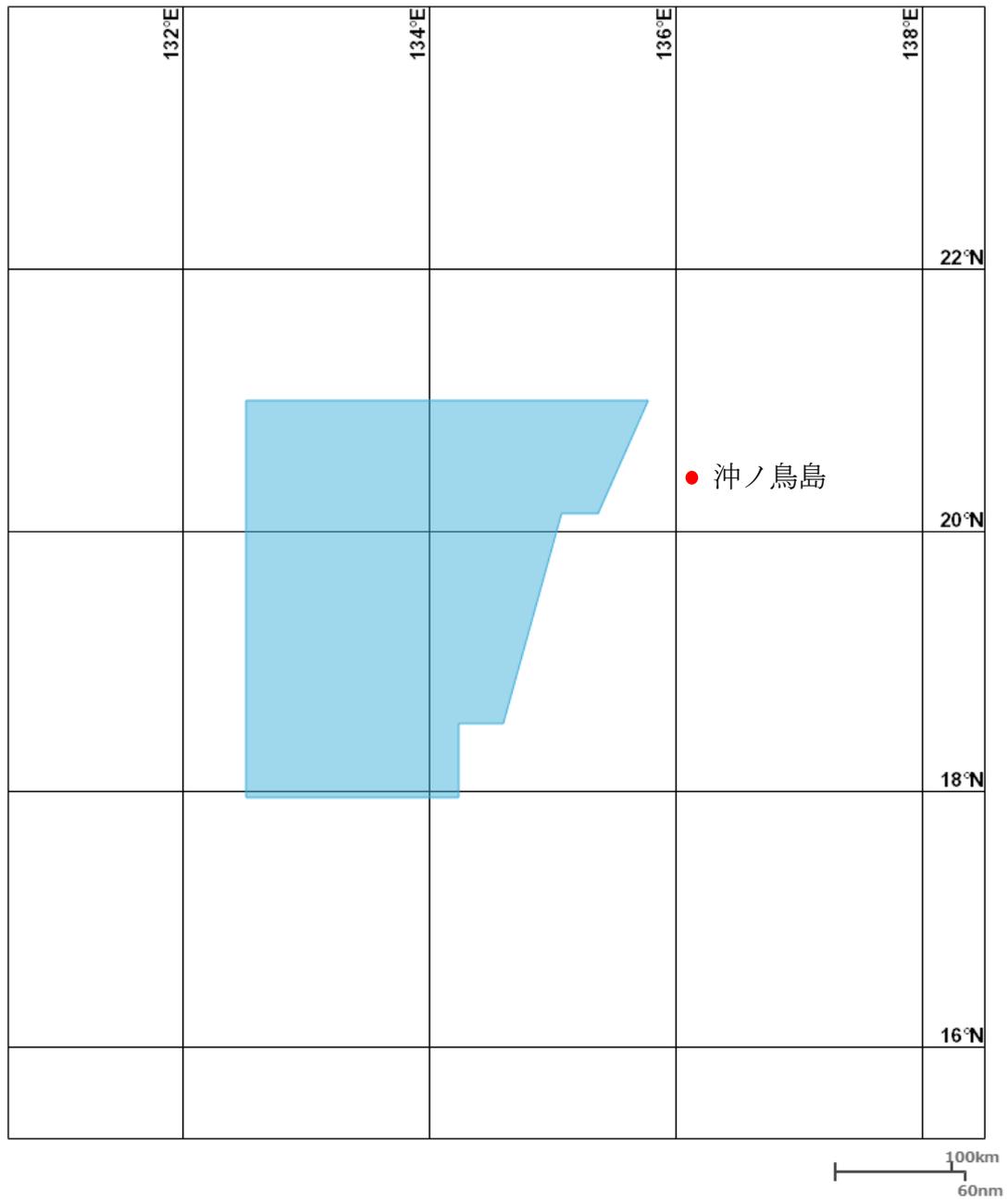
- （2）期 間 令和6年6月9日から令和6年6月24日まで

3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第六条に定める標識を掲揚する



※上記区域のうち我が国のEEZ内
背景図：海上保安庁, (c)Esri japan